

京都市消防局訓令甲第6号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

京都市消防局長 荒木俊晴

別表第3山科警防本部の項中

西勸修寺特別救助隊	救助工作車	山科消防署西勸修寺消防出張所	を
大塚消防隊	小型水槽車	山科消防署大塚消防出張所	

大塚消防隊	小型水槽車	山科消防署大塚消防出張所	に、同
西勸修寺特別救助隊	救助工作車	山科消防署西勸修寺消防出張所	

表伏見警防本部の項中

南浜特別救助隊	救助工作車, 小型水槽車	伏見消防署南浜消防出張所	を
淀消防隊	ポンプ車	伏見消防署淀消防出張所	
神川消防隊	ポンプ車	伏見消防署神川消防出張所	
向島第1消防隊	ポンプ車	伏見消防署向島消防出張所	
向島第2消防隊	大型はしご車		

淀消防隊	ポンプ車	伏見消防署淀消防出張所	に、同
神川消防隊	ポンプ車	伏見消防署神川消防出張所	
向島第1消防隊	ポンプ車	伏見消防署向島消防出張所	
向島第2消防隊	大型はしご車		
南浜特別救助隊	救助工作車, 小型水槽車	伏見消防署南浜消防出張所	

表醍醐警防本部の項中「ポンプ車, 化学車」を「化学車」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)